

平成 25 年 12 月 25 日 改正

平成 30 年 1 月 31 日 改正

令和 5 年 10 月 12 日 改正

プラザ萬象団体室使用許可選考基準

団体室の使用許可については、次の基準に該当する団体を選考委員会に諮り、決定するものとする。

- 1 営利を目的とせず、社会教育及び文化振興を含む教育、社会福祉、社会奉仕、まちづくりの活動を行う団体であること。
 - 2 次のいずれかに該当しない団体であること。
 - (1) 営利を目的とする団体
 - (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
 - 3 結成後 3 年以上の活動歴があり、その団体の構成人員が 10 人以上で、その活動が他の模範となる団体であると認められること。
 - 4 団体室の使用目的が備品の荷物置き場としてのみの使用でなく、活動拠点となる事務所の確保が必要と認められること。
 - 5 自主的に運営活動を行っている団体で、団体室の使用方法や管理に責任を持てると認められること。
 - 6 敦賀市内全域をその活動対象とする団体と認められること。
 - 7 敦賀市及び敦賀市教育委員会が、育成又は活動促進を図る必要がある団体と認められること。
 - 8 基準に該当する団体数が部屋数を上回る場合、さらに次のとおり選考を行う。
 - (1) 次の採点基準をもとに各団体の採点を行う。
 - (2) 採点結果をもとに、合計点数が高い団体を優先し、入室の可否を決定する。
 - (3) 合計点数が同じだった場合は、抽選により順位を決定する。
- 【採点基準】① 団体室の必要性（団体室の使用日数）
② 団体室の使用頻度（団体室を定期的に使用しているか）
③ 団体の予算規模（財政面で低廉な団体室を使用する理由があるか）
※【採点基準】内記載の「使用」とは、団体室の人の出入りを指す。